

平成30年度甲種防火管理再講習 実施要綱

1 趣旨

近年における防火対象物の使用、管理形態の複雑化、防災設備等の高度化への順応や消防法令改正の把握など、防火管理には、防火管理業務を適切に行っていく上での知識、技能の更新が常に要求されています。

平成15年6月の法令改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては、一定期間ごとに再講習を義務づけることが定められ、平成18年4月1日から制度化されました。

2 講習区分

甲種防火管理再講習

3 受講対象者

甲種防火管理新規講習修了者で、収容人員が300人以上のホテル、病院及び物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）で防火管理者として選任されている方。

4 受講期限

(1) 防火管理者として選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方は、選任された日から1年以内。

(2) (1) 以外の方は、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内。

5 講習日時

平成30年6月7日（木）9：30～11：50

※受付は9：00～9：20

6 講習場所

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 3階大会議室

7 講習内容

(1) おおむね過去5年間における防火管理に関する法令改正の概要に関すること。

(2) 火災事例等の研究に関すること。

8 講習日程

別添講習時間割のとおり

9 受講手続き

甲種防火管理再講習受講申込書に必要な事項を記入のうえ、写真1枚（縦3cm×横2.4cm写真うら側に氏名を記入）を添えて柳井地区広域消防本部予防課又は最寄りの消防署、出張所に申し込んでください。

1 0 受付期間

平成30年5月1日（火）から5月18日（金）まで。

1 1 受講費用

1,500円（テキスト代）

受講費用については、講習当日の受付でお支払ください。なお、釣銭がないように準備をお願いします。

1 2 問合わせ先

〒742-0031

柳井市南町五丁目4番1号

柳井地区広域消防本部 予防課指導係 担当：林

TEL（0820）23-7774

FAX（0820）23-4503